(趣旨)

第1条 この要綱は、中学校の学校教育全般における文化活動の振興・発展を 図る目的として、防府市中学校文化連盟が活動する費用の一部として交付す る補助金について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額)

第2条 市長は、予算の範囲内において、防府市中学校文化連盟が活動に要する経費について、補助を行うものとする。

(補助金交付の申請)

第3条 防府市中学校文化連盟は、補助金の交付を申請しようとするときは、 防府市中学校文化連盟補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなけ ればならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、当該補助金の交付の決定をし、防府市中学校文化連盟補助金交付決定通知書(第2号様式)により、防府市中学校文化連盟に通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第5条 防府市中学校文化連盟は補助金交付の決定を受けたときは、防府市中学校文化連盟補助金請求書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。
- 第6条 防府市中学校文化連盟は、実績報告書(第4号様式)を当該年度の翌 年度の5月末日までに収支決算書を添えて、市長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

防府市中学校文化連盟補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請者 住 所

団体名

代表者

下記のとおり 年度における防府市中学校文化連盟補助金の交付を受けたいので、防府市中学校文化連盟補助金交付要綱第3条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

記

補助金交付申請額 金

円

防府市中学校文化連盟補助金交付決定通知書

住 所

団体名

代表者

年 月 日付で申請のありました 年度山口県防府市中学 校文化連盟補助金については、防府市中学校文化連盟補助金交付要綱 第4条の規定により次のとおり交付します。

年 月 日

防府市長

補助金交付決定額 金

円

第3号様式(第5条関係)

防府市中学校文化連盟補助金請求書

 第
 号

 年
 月

 日

(宛先) 防府市長

補助決定者

住 所

団体名

代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度 防府市中学校文化連盟補助金を交付されるよう、防府市中学校文化連盟補助 金交付要綱第5条の規定により請求します。

記

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所

団体名

代表者

防府市中学校文化連盟補助金実績報告書

様

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた防府市中学校文 化連盟の関係書類を添えて実績報告します。

添付書類

1 収支決算書